

令和7年度 第98回 日本学生氷上競技選手権大会
アイスホッケー競技 セカンドディビジョン（尼崎大会）
宿泊(尼崎市内)・航空輸送・バス輸送のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

兵庫県尼崎市内におきまして、令和7年12月18日(木)から12月21日(日)の日程で行われる標記大会へのご出場おめでとうございます。

さて、このたび大会事務局のご指導のもと、ご出場される皆様の「宿泊」及び「航空機」「貸切バス」のお取扱いをさせていただくこととなりました。

つきましては、下記取扱要領に基づき受付いたしますので、ご一読のうえお申し込みくださいますようお願い申し上げます。 敬具

1. 宿泊のご案内 ※宿泊については、近畿日本ツーリスト（株） 吉小牧営業所が旅行企画・実施する『募集型企画旅行』です。

◆宿泊設定日 令和7年 12月 18日(木)、19日(金)、20日(土)、21日(日) 宿泊

◆最少催行人員 1名 ◆添乗員 同行いたしません。

◆日程表

	日 程	食事回数（1泊あたり）
1日目	宿泊ホテル（泊）各自チェックイン	●1泊朝食付プラン＜朝食1回＞ ●1泊2食付プラン＜朝食1回、夕食1回＞
2日目	宿泊ホテル（発）各自チェックアウト	

※ 上記は1泊あたりの日程表となります。ご希望に応じて4泊までお受けいたします。

◆旅行代金について ※下記旅行代金は全て、消費税等諸税・サービス料を含むおひとり様1泊あたりの金額です。

地区	ホテル名	料金 区分	部屋タイプ 全室バス・トイレ付	旅行代金	
				1泊朝食付プラン	1泊2食付プラン
尼 崎 市	ホテルヒューイト甲子園 【交通】 阪神甲子園駅西口より徒歩2分。尼崎スポーツの森まで車で12分。	A-1	洋室シングル	13,000円	-
		A-2	洋室ツイン	9,000円	-
		B-1	洋室シングル	-	16,500円
		B-2	洋室ツイン	-	12,500円

※ 2泊以上をご希望の場合は泊数に応じた旅行代金が必要となります。

◆旅行代金に含まれないもの

行程に含まれない交通費等の諸経費および個人的な費用

【宿泊に関する留意事項】

- * ホテルのチェックイン時間は15:00、チェックアウト時間は11:00を基本とします。
- * 禁煙・喫煙のお部屋指定はできません。（喫煙ルームが含まれる場合、消臭対応での用意となりますので予めご了承ください）
- * 相部屋は受け付けておりません。
- * 受付数には限りがございます。

お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は旅行条件書の申し込み条件を確認の上、特別な配慮、措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので必ずお申し出ください。

2. 航空輸送のご案内

※航空手配については受注型企画旅行契約です。（別途、旅行条件書をお渡しますのでご確認ください。）

大会ご参加に関わる航空輸送手配をご希望の場合は、「航空輸送手配依頼書」に必要事項をご記入のうえご依頼ください。
（お申込み後の手配となりますので、お手配できない場合もございますので予めご了承ください。）

① 団体航空運賃

団体航空運賃は ANA ご利用の場合は 8 名様以上、JAL ご利用の場合は 5 名様以上からの設定となりますので、お申込み人数に満たない場合は、団体料金の対象外となりますので一般個人予約をご案内いたします。
また、運賃額はご希望搭乗日・ご希望便及び予約のタイミングにより変動いたしますので座席確保後のご回答となります。

◆主な参考経路

区分	区 間	ご搭乗便
【直行便】 往路	新千歳空港(12:15 発)～伊丹空港(14:15 着)	ANA776 便
【直行便】 復路	伊丹空港(13:55 発)～新千歳空港(15:40 着)	ANA983 便

- ※ 団体航空券で減員により 8 名未満となった場合、大人普通運賃でのご搭乗となりますのでご注意ください。
- ※ ご希望便の座席確保ができない場合は経由便となる場合もあり、運賃も経由便運賃となります。
- ※ 試合結果によるご搭乗日及び便の変更や増員は出来ません。

② お預かり手荷物について〔参考〕

スポーツ用品（防具等）のサイズ・重量が無料手荷物許容量を超える際は重量超過手荷物料金が発生いたします。

●その他のお預かり手荷物との合計重量が 20kg を超え 100kg までの場合

超過重量 * 1Kg 未満切り捨て	1kg から 10kg まで	11kg から 20kg まで	21kg から 30kg まで	以降 10kg 毎
料金	2,500 円	3,500 円	4,500 円	+1,000 円

3. バス輸送のご案内

※バス手配については受注型企画旅行契約です。（別途、旅行条件書をお渡しますのでご確認ください。）

大会期間中の試合会場等へのバス輸送手配をご希望の場合は、「バス輸送手配依頼書」に必要事項をご記入のうえご依頼ください。
（お申込み後の手配となりますので、お手配できない場合もございますので予めご了承ください。）

◆バス代金（概算） ※下記代金は全て、消費税を含む大型貸切バス 1 台あたりの代金です。

区 間	バス代金（概算）	
宿泊ホテル ～ 試合会場（練習会場）※滞在 120 分以内 ～ 宿泊ホテル	往復利用（7 時間）	115,500 円

- ※ 発着場所及び発着時間によりバス代金は変動いたします。
- ※ 有料道路代・駐車料金は含まれておりません。（ご利用の場合は別途必要となります。）
- ※ 利用予定バス会社（神姫バス、）

4. お申込み・お支払い方法について

- ◆**申込方法** 大会ホームページ（アイスホッケーセカンド）内にある「宿泊申込書」及び「航空輸送手配依頼書」「バス輸送手配依頼書」をダウンロードいただき、必要事項をご入力後、Eメールにてデータ添付のうえお申込みください。
（電話及びFAXでの申込受付はいたしません）
なお、お申込みにあたっては、監督及びコーチ等スタッフの責任のもと、ご確認のうえお申込みください。
- ◆**申込締切日** 令和7年12月4日(木) 17:00
- ◆**申込み回答** 申込責任者様メールアドレスに「宿泊予約確認書 兼 請求書」を12月9日(火)までメール送信いたします。
- ◆**お支払方法** 「宿泊予約確認書 兼 請求書」を受信次第、記載の金融機関口座へ期日までにお振込みください。
※ 振込手数料はご負担願います。
※ 宿泊施設でお支払いいただくことはできません。
※ 金融機関発行の振込明細票をもって領収書とさせていただきます。
※ お客様都合による変更等により払戻しが生じた場合は、所定の取消料を差引き大会終了後に振込にてご返金させていただきます。（2026年1月下旬までにご返金手続きいたします）
- ◆**お支払期限** 令和7年12月12日(金)

5. 変更・取消について

変更・取消の場合は、Eメール又はFAXにて弊社までご連絡ください。（間違え防止のためお電話での受付はいたしません）

※ 取消日の基準は営業時間内となります。（弊社営業時間外のEメール受信につきましては翌営業日扱いとなります）

【宿泊の取消料】

取消日	宿泊開始日の前日から起算してさかのぼって		宿泊開始日の 前日	宿泊開始日の 当日（旅行開始前）	旅行開始後 無連絡不参加
	8日目まで	7日～2日目まで			
取消料	無料	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の全額

※ 宿泊の取消料については1泊目から起算します。旅行開始後、2泊目以降の取消料は旅行代金の100%となります。

※ お客様が、宿泊当日の18時までにご連絡がなく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせていただきます。

（この場合、旅行代金の返金はありません。）

◆航空輸送、バス輸送に関する取消料は、お申込み時に別途お渡しする旅行条件書にてご確認ください。

旅行企画・実施（お申込み・お問合せ）

観光庁長官登録旅行業第2053号

近畿日本ツーリスト株式会社 苫小牧営業所

 一般社団法人日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員

〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目2-7 大東若草ビル1F

〔営業時間〕 平日 10:00～13:00、14:00～17:00（休業日：土曜・日曜・祝日） 総合旅行業務取扱管理者：小原 駿

※ 営業時間外及び休業日のお申出には対応できませんので翌営業日の受付となります。



旅行業公正取引
協議会 会員

TEL: 0144-33-1912 FAX: 0144-32-1330 Eメール: m.fujiwara636@kntct.com

担当： 藤原 正則、 竹内 康弘

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店・営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、
ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

ご利用条件書（国内旅行）

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の方法でお支払いください。＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全額として取扱いします。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いします）

■ウェイトイングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行予約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確定し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイトイング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で予約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェイトイング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限まで経過後として予約が不可能な場合は当社が「預り金」を全額戻します。なお、「ウェイトイング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- (1) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮が必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行予約成立後これららの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお話しし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行予約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (4) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払うなければなりません。
- (5) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- (6) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (7) 通信予約により旅行予約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件
- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けると（以下「通信予約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行予約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱い特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等で受けできない場合もあります。
- ② 通信予約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に応じて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 通信予約は、当社が旅行予約の締結を承諾する旨の取扱いお客さまに到達した時に成立するものとします。
- ④ 通信予約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (8) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。
- ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ② お客さまが暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ④ お客さまが風説を流布し、偽りを用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (9) その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定書面

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定書面は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行予約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の通信計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい影響や情勢の急激な変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。変更の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客さまの一方が予約を解約したために他のお客さまが一人部屋となったときは、契約を解約したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客さまによる旅行予約の解除)

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行予約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって8日目までの取消	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無署名不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記の取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行予約の解除)

下記の場合は取消料をいただきません。（一部例外）

- ① 旅行予約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が調整された場合。
- ③ 当社が確定書面を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行予約の解除

次の場合当社は旅行予約を解除することがあります（一部例外）

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日曜）旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤ お客さまが■申込条件(8)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配び行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社が故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配び行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客さまが旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業領域特約補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品に占める損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われな旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程で下記に挙げる変更が生じた場合は、旅行業特約款(企画旅行予約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行予約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行予約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事実の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行中において速やかに当社、当社の手配び行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交替

お客さまは当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。）

■個人情報の取扱いについて ※E.U在住の方はお問い合わせください。

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行予約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等で免税店等の事業者へ提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ. 当社は、旅行中に帰国した場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先や個人情報をお見ししています。この個人情報は、お客さまに帰国があった場合に連絡先や帰国の必要とある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報に同意した上で連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報と商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

ニ. 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行予約解除について

この条件に定めのない事項は当社旅行業特約款(募集型企画旅行予約の部)によります。当社旅行業特約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業特約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面となります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。